

## 建築物所有者・管理者の皆さんへ 耐震診断・耐震改修はお済みですか?

9月1日は防災の日です。この日は、関東大震災の大惨事を忘れないため、また台風の多い時期であることから、防災に対する人々の意識高揚を図るために制定されたものです。ご自分の所有・管理している建築物へ防災意識を向けてみませんか。

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)では、津波による被害が注目されていますが、地震による直接的な被害を受けた建築物や周辺構造物も多かつたことなどから、建築物の耐震性や建物内の安全性確保の重要性が認識されています。

また、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災(兵庫県南部地震)によって奪われた尊い命の9割が、住宅建築物が倒壊したことによる圧迫死でした。建築物の被害傾向を建築時期で見てみると、昭和56年改正の建築基準法の耐震構造基準で設計される以前の建築物で大きな被害が多く、それ以後の建築物では無被害・小さな被害が多くたと報告されています。

このことから、地震による大きな被害を受けないような安全対策が必要となります。まずは建築物の耐震診断を行い、耐震性を確認することで、所有・管理している建築物が現在どのような状況にあるかを把握することが大切です。

耐震についての制度等をぜひご利用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。

# ご存じですか? 「救急の日」

9月9日は9(きゅう)と9(きゅう)で「救急の日」です。この日を含む1週間を「救急医療週間」とし、救急医療および救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的としています。

町の救急医療は、深谷市・大里郡の医療機関がネットワークを組み、病院医師と診療所医師が協力して行っています。入院などが必要な場合は、2次救急、3次救急の後方支援病院を紹介していますが、医師お急ぎの深谷赤十字病院を含めても対応が困難なため、熊谷市や行田市の病院とも連携を取り、広域的な協力をもとに救急医療体制を維持しています。近年、救急医療を担う医師が減少し、2次・3次救急医療機関の疲弊が大きな問題となつております。家族の健康のことや地域の医療について考え、医療機関の適正な受診にご協力をお願いします。



- 第3次救急医療(深谷赤十字病院)  
24時間体制で、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷などの重症患者の診療
- 第2次救急医療(輪番制病院)  
末年始の重症患者の診療
- 第1次(初期)救急医療  
① 深谷市総合健診センター  
休日急患診療所

- 対象/比較的症状の軽い子どものみ  
診療日/土・日曜日、祝日、年末年始  
診療時間/午前9時~正午、午後2時~5時  
診療科目/内科・小児科  
問い合わせ/深谷市総合健診センター(☎ 573-7723)へ。
- ② 在宅当番医制: 日曜日、祝日の眼科・耳鼻咽喉科の当番医制による外来診療

- いざといときのお役立ち情報  
① 小児救急電話相談#8000番  
子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

- お医者さんの上手なかかり方  
① かかりつけ医を持ちましょう  
かかりつけ医とは気軽に健康や病気の相談に乗ってくれる医者のことです。必要なときは、適切な病院や築物の安全性の向上を図ることで、安全なまちをつくることを目的に「寄居町建築物耐震改修促進計画」を平成23年度に策定しました。町公式ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。
- ② できるだけ診療時間内に受診しましょう  
昼間、体調がおかしいと思ったら、早めにかかりつけ医に診てもらいましょう。休日や夜間の救急病院は、くまで緊急事態に備えるためのもの運営されています。夜間の急病や緊急を要するとき以外は診療時間内に受診しましょう。
- ③ 休日・夜間のかかり方  
休日急患・夜間診療所や休日当番医の診療時間などをあらかじめ確認しておきましょう。救急病院の医者は、日ごろからその患者の様子を見ておきます。救急病院の医者は、日ごろからその患者の様子を見ています。夜間の急病や緊急を要するとき以外は診療時間内に受診しましょう。
- ④ 相談時間/月~土曜日 午後7時~翌朝7時  
⑤ 電話/#8000へ電話してください。ダイヤル回線IP電話ひかり電話の場合は☎ 048-833-7911へおかけください。  
⑥ 診療機関の紹介(24時間対応可)  
・ 深谷市消防本部指令課(☎ 048-571-0119)  
⑦ 電話/048-824-4199  
⑧ 城玉県救急医療情報センター(☎ 048-121-242)  
⑨ 中毒110番電話サービス  
化学物質(タバコ、家庭用品など)、医薬品、動植物の急性中毒等について、実際に事故が発生している場合、情報提供をしています。
- ⑩ 対応(☎ 029-852-072-9922)  
・ 大阪中毒110番(365日24時間対応)(☎ 072-727-2499)  
・ つくば中毒110番(365日9時~21時)  
⑪ タバコ専用電話(24時間テレープによる情報提供)(☎ 072-726-9922)  
⑫ 子どもの救急ミニガイドブック  
子どもたちの急な病気やけがの対処方法などの目安を示し、保護者が慌てず落ち着いて対応していくことを目的にガイドブックを作成しました。このガイドブックは赤ちゃん訪問の際に配布しています。また、県のホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/20100318kodomominigaido/miguidenaiyou.html)からダウンロードするのもよだれあります。

震では、津波による被害が注目されていますが、地震による直接的な被害を受けた建築物や周辺構造物も多かつたことなどから、建築物の耐震性や建物内の安全性確保の重要性が認識されています。

また、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災(兵庫県南部地震)によつて奪われた尊い命の9割が、住宅建築物が倒壊したことによる圧迫死でした。建築物の被害傾向を建築時期で見てみると、昭和56年改正の建築基準法の耐震構造基準で設計される以前の建築物で大きな被害が多く、それ以後の建築物では無被害・小さな被害が多くたと報告されています。

このことから、地震による大きな被害を受けないような安全対策が必要となります。まずは建築物の耐震診断を行い、耐震性を確認することで、所有・管理している建築物が現在どのような状況にあるかを把握することが大切です。

耐震についての制度等をぜひご利用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。

- ◆ 木造住宅耐震診断助成金  
対象となる耐震診断/一級建築士・二級建築士・木造建築士が行う地震に対する耐震診断(一般診断)  
助成額/対象経費の2分の1(限度額25,000円)  
申請方法/耐震診断を実施する前に所定の手続きが必要となります。  
詳細はお問い合わせください。
- 1 内線243)へ。

町では、住宅耐震診断を行つています。昭和56年以前に建築した木造住宅申込方法/埼玉県熊谷建築安全センター、または町都市計画課の窓口記入のうえ、図面(建築確認申請書類等)と一緒に提出してください。  
その他/診断結果後、提出された書類を返却します。郵送で返却を希望されることがあります。

- ◆ 埼玉県耐震サポート登録制度  
本制度で登録いただいた建築士事務所および施工業者を県ホームページで掲載しています。耐震性に関する相談や耐震化の実現に向けた検討を安心して行うことができます。武藏野銀行、埼玉県信用金庫で、耐震診断および耐震改修を行う費用を所定金利より低減した利率で融資を受けることができます。
- ・ 埼玉県耐震サポート登録制度  
県では、木造住宅の「無料簡易耐震診断」を行つています。  
対象/昭和56年以前に建築した木造住宅  
申込方法/埼玉県熊谷建築安全センター、または町都市計画課の窓口記入のうえ、図面(建築確認申請書類等)と一緒に提出してください。  
その他/診断結果後、提出された書類を返却します。郵送で返却を希望されることがあります。

- 町では、皆さんがお住まいの住宅や多数の方が利用される特定建築物の耐震化を促進し、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることで、安全なまちをつくることを目的に「寄居町建築物耐震改修促進計画」を平成23年度に策定しました。町公式ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。
- ◆ 有料広告掲示取扱要綱  
問い合わせ/県都市整備部建築安全課(☎ 048-830-5527)へ。
- お問い合わせ/都市計画課(☎ 048-830-5527)へ。
- 申込み/都市計画課に備え付けの申込書(寄居駅跨線歩道橋内有料広告掲示申込書・行政財産使用許可申請書)に必要事項を記入し、広告原本を添えて都市計画課へお申し込みください。なお、申込書は町公式ホームページからもダウンロードすることができます。
- 規格/A1サイズ(594mm×841mm)まで広告掲載料/1枠当たり月額5,000円

望される場合は、お申し込みの際に切手を貼った返信用封筒をご用意ください。  
問い合わせ/埼玉県熊谷建築安全センター(☎ 533-8776)へ。

企業等の情報発信を推進し利用増加を図ることを目的に、7月1日より寄居駅跨線歩道橋内有料広告掲示内容を満たしている広告/『寄居町有料広告掲示取扱要綱』・寄居駅跨線歩道橋内料金の減額を行いました。ぜひこの機会に利用をご検討ください。

## 減額しました!

### 有料広告掲示料金

企業等の情報発信を推進し利用増加を図ることを目的に、7月1日より寄居駅跨線歩道橋内有料広告掲示内容を満たしている広告/『寄居町有料広告掲示取扱要綱』・寄居駅跨線歩道橋内料金の減額を行いました。ぜひこの機会に利用をご検討ください。

